

岐阜市建設工事成績評定要領

平成 16 年 4 月 1 日 決裁

改正 平成 16 年 1 月 1 日

改正 平成 17 年 7 月 1 日

改正 平成 18 年 4 月 1 日

改正 平成 20 年 4 月 1 日

改正 平成 23 年 4 月 1 日

改正 平成 24 年 4 月 1 日

改正 平成 25 年 4 月 1 日

改正 平成 26 年 3 月 27 日

改正 平成 28 年 3 月 25 日

改正 令和 2 年 1 月 22 日

改正 令和 7 年 3 月 31 日

改正 令和 8 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、請負業者の適正な選定及び指導育成に資するため、岐阜市が行う請負契約による建設工事の厳正かつ的確な成績評定（以下「評定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において使用する用語は、岐阜市建設工事検査要領（昭和 58 年 7 月 12 日決裁。以下「検査要領」という。）において使用する用語の例による。

(評定の対象)

第 3 条 評定を行う建設工事は、当初請負金額が 100 万円を超えるものとする。ただし、岐阜市工事請負契約等事務処理要綱（昭和 48 年 6 月 1 日決裁）第 5 条第 1 項第 2 号に基づき契約する設計金額 200 万円以下の軽易な工事は評定を省略することができる。

(評定者)

第 4 条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査要領第 2 条に規定する検査職員及び監督職員とする。

(評定の方法)

第 5 条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について、工事ごとに各評定者が行うものとする。

2 評定の採点は、細目別評定点採点表（工評定様式 2 号）により算出し、工事成績評定表（工評定様式 1 号。以下「評定表」という。）により行うものとする。

3 「創意工夫」、「社会性等」については、受注者から提出された実施報告書（工評定様式 6 号、工評定様式 7 号）を総合的に判断して加点評価するものとする。

また、「工事特性」については、施工条件等への対応状況により加点評価するものとする。

4 請負金額が 500 万円未満の建設工事の評定の採点は、小規模工事成績評定表（小工評定様式 1 号。以下「小規模評定表」という。）によるものとする。

(評定の時期)

第6条 検査職員は完成検査及び出来形検査を行ったときに、監督職員は工事が完成したときに評定を行う。

(評定表の提出等)

第7条 検査職員は、評定を行ったときは、速やかに評定表又は小規模評定表を工事検査室長に提出する。

(評定結果の通知)

第8条 工事検査室長は、検査職員から評定表を受領したときは、工事成績評定結果通知書(工評定様式3号。以下「評定結果通知書」という。)及び項目別評定点表(工評定別表一1)により速やかに評定結果を、当該工事の受注者に通知するものとする。

2 工事検査室長は、小規模評定表を受領したときは、評定結果通知書により速やかに評定結果を、当該工事の受注者に通知するものとする。

(評定の修正)

第9条 工事検査室長は、前条に規定する通知をした後であっても、当該評定の修正をする必要があると認めるときは、当該修正をしなければならない。

2 工事検査室長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該建設工事の受注者に通知しなければならない。

(評定の閲覧)

第10条 工事検査室長は、受注者あての評定結果通知書の写しを工事検査室において閲覧に供するものとする。

(説明請求)

第11条 第8条又は第9条による通知を受けた受注者(請負金額が500万円以上の建設工事の受注者に限る。)は、通知を受けた日から起算して14日を経過する日までに契約番号、工事名及び疑問点を記載した書面を工事検査室長に提出し、評定結果について説明を求めることができる。

(説明請求に対する回答)

第12条 工事検査室長は、前条の規定により受注者から評定結果について説明を求められたときは、当該受注者に対して、遅滞なく工事成績評定に係る説明書(工評定様式4号)により回答しなければならない。

(再説明請求)

第13条 前条の規定による回答を受けた受注者は、回答を受けた日から起算して14日を経過する日までに書面により、工事検査室長に再説明を求めることができる。

(再説明請求に対する回答)

第14条 工事検査室長は、前条の規定により受注者から再説明を求められたときは、当該受注者に対して、工事成績評定に係る再説明書(工評定様式5号)により回答しなければならない。

2 前項に規定する回答をするときは、岐阜市工事成績評定評価委員会において検討するものとする。

(工事成績評定評価委員会)

第15条 評定結果についての請求者からの再説明請求に対する回答に係る事項を審議するため、岐阜市工事成績評定評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

2 評価委員会は、会長及び委員をもって組織する。

3 会長は、工事検査室長をもって充てる。

- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 委員は、受注者の再説明請求ごとに、次に掲げる者のうちから会長が必要と認める者を選任する。
 - (1) 工事担当部（課）の長
 - (2) 工事担当検査職員
 - (3) 工事担当課長
 - (4) 工事担当監督職員
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、会長が特に必要と認める職員
- 6 評価委員会は、必要に応じ会長が招集する。
- 7 評価委員会の庶務は、工事検査室において処理するものとする。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、評定の実施に関し必要な細目は、工事検査室長が定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の岐阜市建設工事成績評定要領の規定は平成17年度以後の工事検査について適用し、平成16年度の工事検査については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(工評定様式2号)

細目別評定点採点表

考查項目	細別	①一般監督職員	②総括監督職員	③検査職員（出来形）	③検査職員（出来形）	④検査職員（完成検査）	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	() × 0.4 + 2.9 = 点					3.3点
	II. 配置技術者	() × 0.4 + 2.9 = 点					4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	13.0点
	II. 工程管理	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.2 = 点				8.1点
	III. 安全対策	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.3 = 点				8.8点
	IV. 対外関係	() × 0.4 + 2.9 = 点					3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	() × 0.4 + 2.8 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	14.9点
	II. 品質	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	17.4点
	III. 出来ばえ			() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	8.5点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		() × 0.2 + 3.3 = 点				7.3点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	() × 0.4 + 2.9 = 点					5.7点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		() × 0.2 + 3.2 = 点				5.2点
7. 法令遵守等			() × 1.0 = 点				
	簡易型総合評価履行確認						
評定点合計							100点

※ 既済部分検査があった場合 (①+②+③) × 0.5 + ④ × 0.5 = 細目別評定点 (既済が2回以上の場合は③を平均する。)

※ 既済部分検査がなかった場合 (①+②+④) = 細目別評定点

年 月 日

様

岐阜市工事検査室長

工事成績評定結果通知書

記

岐阜市建設工事成績評定要領に基づき、下記の工事について評定した結果を通知します。

1. 契約番号

2. 工事名

3. 工事箇所

4. 工期 年 月 日 ～ 年 月 日

5. 完成検査年月日 年 月 日

6. 評定点

7. 特記事項

工評定様式4号（第12条関係）

工事成績評定に係る説明書

岐阜市工検第 号
年 月 日

受注者

様

岐阜市工事検査室長

次のとおり回答します。

記

1 契約番号

2 工事名

工事

3 疑問に対する回答

工評定様式5号（第14条関係）

工事成績評定に係る再説明書

岐阜市工検第 号
年 月 日

受注者

様

岐阜市工事検査室長

次のとおり回答します。

記

1 契約番号

2 工事名

工事

3 疑問に対する回答

創意工夫に関する実施報告書

工事番号：

工事名：

実施項目	■
実施内容	□
説 明	実施内容の説明
	説明のための図・写真等

※ 必要に応じて説明資料を添付する。

◎ 提案項目

■ 施工関係

- 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫、又は設備据付後の試運転調整に関する工夫
- コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫
- 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫
- 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫
- 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線、配管等に関する工夫
- 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫
- 照明などの視界の確保に関する工夫
- 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫
- 運搬車両、施工機械等に関する工夫
- 支保工、型枠工、足場工、仮棧橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫
- 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫
- 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫
- 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫
- 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫
- ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事
- 特殊な工法や材料を用いた工事
- 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事

■ 品質関係

- 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫
- コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫
- 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫
- 配筋、溶接作業等に関する工夫

■ 安全衛生関係

- 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している
- 安全を確保するための仮設備等に関する工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）
- 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫
- 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫
- 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫
- 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫
- 厳しい作業環境の改善に関する工夫
- 環境保全に関する工夫

■ その他

- その他（ ）

(工評定様式7号)

社会性等（地域への貢献等）に関する実施報告書

工事番号：

工事名：

行事名等		
活動内容		
活動実施日		
参加人数		名（行事全体 名）
説 明	活動内容の説明	
	説明のための図・写真等	

※ 必要に応じて説明資料を添付する。

(工評定別表-1)

契約番号

工事名

項目別評定点表		
評価項目	細別	評定点 / 満点
1. 施工体制	I 施工体制一般	/ 3.30 点
	II 配置技術者	/ 4.10 点
2. 施工状況	I 施工管理	/ 13.00 点
	II 工程管理	/ 8.10 点
	III 安全対策	/ 8.80 点
	IV 対外関係	/ 3.70 点
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形	/ 14.90 点
	II 品質	/ 17.40 点
	III 出来ばえ	/ 8.50 点
4. 工事特性(加点のみ)	施工条件等への対応	/ 7.30 点
5. 創意工夫(加点のみ)	創意工夫	/ 5.70 点
6. 社会性等(加点のみ)	地域への貢献等	/ 5.20 点
7. 法令遵守等(減点のみ)		点
評定点合計		/ 100 点

受注者名

